

手當ヲ支給スルコトニ決定五月一日午後五時右組合代表ヲ
 招致シテ五月三日ニ回答シテ吳レトノ事デアワタカ會社ノ
 態度モ決定シタノデ本日回答シマス會社ハ諸君ノ嘆願ニ付
 テ種々協議ノ結果物価騰貴ノ臨時手當トシテ
 (1) 投工(本工臨工共)以上一日ニ付金十五元ヲ支給
 (2) 女工一日ニ付金十元ヲ支給
 (3) 右手當ハ四月二十六日ヨリ實施
 (4) 右手當ハ、ナリマシタ爲人夫ニ付テ又一日十元ノ手當ヲ支
 給スルコト、教シマシタ故何卒之デ辛抱シテ貰ヒタイ
 ト回答セリ 依ッテ代表ハ協議ノ結果更メテ換抄スル旨申
 述マテ退出セリ
 (5) 第二次嘆願状況
 組合側ニテハ右回答ニ基キ五月三日正午ヨリ令一時ニ
 十分迄ノ間江戸川区小松川ニシテ二番地組合支那事務所ニ

於テ幹部會並ニ斗争委員會ヲ閣僚以テ種々協議ノ結果會社
 回答案ヲ以テシテハ絶対承服不可能ナリ協約ヲ更ニ少クト
 ス日後ニ二十五元ノ増額ヲ再嘆願スルコトニ決定及テ翌五月
 四日午前八時昼夜勤者ノ交代時ニ於テ以テ、皆一般従業員ニ
 報告シテ承認ヲ求メタル後今日午後四時十分清水花畑即
 以下五名ノ代表ハ工場事務所ヲ訪問櫻村工場長不立ノタメ
 十樂寺主事ニ會見

五月一日會社ヨリ師田答ノ案ニ基キ幹部並ニ斗争委員會
 ニ於テ協議シタノデアリマス其ノ案ヲ承認出来ナイト
 云フ事デアリマシテ吾々ハ少クトス日後三十元ノ増額ヲ
 シテ頃々タイト考ヘテ居リマス
 卜述ニタルカ之ニ對シ十樂寺主事ハ

昨年十一月定期昇給ヲ致シマシタ際愛國ハ七元乃至八元
 ノ昇給デアリマスノヲ物価ノ昂騰ヲ考慮シテ平均十二元
 程ノ昇給ヲ實施シタノデアリマス ソレヲ更ニ令回答ハ